

電気通信大学における国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム実施要項

制定 令和3年6月21日要項第1号

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学（以下「本学」という。）における国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国費外国人留学生 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に規定する国費外国人留学生
- (2) 私費外国人留学生 前号以外の外国人留学生（外国政府から派遣された留学生を除く。）
- (3) 特別プログラム 国費外国人留学生制度のうち、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」により採択された本学のプログラム
- (4) 教育プログラム 特別プログラムに基づく国費外国人留学生、私費外国人留学生及び日本人学生等による共修プログラム

(目的)

第3条 特別プログラムは、教育プログラムの実施によって、海外から優秀な留学生を獲得するとともに、本学の日本人学生と外国人留学生の共修を促し、国際的な教育研究活動の基盤を構築することを目的とする。

(実施体制)

第4条 情報理工学研究科は、特別プログラムの事業主体となり、教育プログラムを実施する。

2 情報理工学研究科長は、事業責任者として、特別プログラムの事業全体を統括する。

(プログラム実施委員会)

第5条 情報理工学研究科に、国費外国人留学生特別プログラム実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育プログラムに係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特別プログラムにおける国費外国人留学生の募集、選考及び推薦
- (2) 教育プログラムに参加する私費外国人留学生及び日本人学生等の募集及び選考
- (3) 特別学修活動の企画、運営及び実施
- (4) 副指導教員の認定
- (5) 履修及び修了の認定に関する事
- (6) 教育プログラムに参加する学生への支援に関する事
- (7) その他教育プログラムに関する事

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報理工学研究科長
- (2) 国際教育センター長

- (3) 情報理工学研究科各専攻から選出された教育研究職員 各専攻につき1人
 - (4) 国際教育センター長が指名する職員 若干人
 - (5) その他情報理工学研究科長が必要と認めた者 若干人
- 4 前項第3号から第5号までに掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、委員の互選により選出する。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 8 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。
- 11 委員会の議事に関する事務は、学術国際部国際課が処理する。
- 12 前各項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(教育プログラム参加学生)

第6条 教育プログラムに参加することができる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国費外国人留学生（特別プログラムにより採用された者に限る。）
- (2) 私費外国人留学生（委員会において承認された者に限る。）
- (3) 日本人学生等（委員会において承認された者に限る。）

(チューター)

第7条 前条第1号又は第2号に該当する者のうち、教育プログラムに参加するために海外から来日した者には、原則として同条第3号に該当する者から選出されたチューターを配置するものとする。

- 2 チューターは、別に定めるところにより、日本語、基礎学力の向上、専門分野の学習・研究その他日常生活等について、個別の課外指導・援助を行うものとする。

(特別支援学生)

第8条 教育プログラムの実施上で経済的支援の必要があると認められる者（以下「特別支援学生」という。）には、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程第13条第2号の規定に基づき、授業料、入学料及び検定料の徴収を要しないものとする。

- 2 前項の特別支援学生の選出は、第6条第2号に該当する者（博士後期課程に入学又は在学する者に限り、休学中の者は除く。）の中から、特別プログラムごとに各入学年次につき1人までとする。

- 3 特別支援学生の適用期間は、3年間を限度とする。

- 4 前3項のほか、特別支援学生の身分に関して必要な事項は、委員会が定める。

(奨励金)

第9条 教育プログラムの参加への支援として委員会が特に必要があると認める者（第6条第1号に該当する者を除く。）には、奨励金を支給するものとする。

- 2 前項の奨励金の支給に関し必要な事項は、委員会が定める。

(旅費等支給)

第10条 教育プログラムの実施により教育研究活動等その他必要と認める行事へ参加する

者には、別に定めるところにより当該行事への参加に要する旅費及び参加費等を支給するものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、教育プログラムの実施に関して必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年6月21日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初に任命される第5条第3項第3号から第5号までの委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。